

## 国立大学教育研究評価委員会（第34回）議事録

1. 日 時 平成25年6月20日（木） 13:00～15:00

2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室

3. 出席者

（委員）池上委員、大沢委員、戒能委員、小畑委員、梶山委員、関本委員、戸谷委員、豊田委員、中島委員

（事務局）野上機構長、岡本理事、山田理事、川口特任教授、木村特任教授、武市研究開発部長、鈴木評価研究主幹、河野教授、田中教授、土屋教授、山本客員教授、児島評価事業部長、小山田評価企画課長 外

### 議 事

- (1) 実績報告書作成要領（案）及び評価実施要項（改訂案）について
- (2) 評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

・第33回の議事録案が承認された。

（ : 委員、 : 事務局）

委員長 定刻になりましたので始めさせていただきます。それでは、議事及び配付資料の確認をさせていただきます。事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

本日の議事次第に基づきまして、お手元の配付資料の確認をお願いいたします。

資料1といたしまして、前回3月7日に開催されました本委員会の議事録（案）、資料2-1～2-5といたしまして、パブリックコメントへの対応に関する資料を用意しております。資料2-1が「第2期中期目標期間の教育研究評価に係る「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（改訂案）」に関する意見募集の結果について」であり、「実績報告書作成要領（案）」と「評価実施要項（改訂案）」に関する意見募集の結果についての概要を示すものです。資料2-2が「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価の「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（改訂案）」に対する意見対応表（案）」、資料2-3が意見を踏まえた「「実績報告書作成要領（案）」の修正箇所について」、資料2-4が修正箇所を反映させた「実績報告書作成要領（案）」、資料2-5が「評価実施要項（改訂案）」となっております。

資料3-1～3-7といたしましては、評価作業マニュアルの改定に関する資料を用意しております。資料3-1が「評価作業マニュアル改定に当たり検討すべき事項について

(案)(ワーキンググループ検討状況)」で、ワーキンググループでの検討状況を整理したものと なっています。資料3-2が「特定の取組・計画等の評価方法について(案)」、資料3-3が「学部・研究科等の現況分析結果の活用方法について(案)」、資料3-4が「研究業績の水準判定について(案)」、資料3-5が「評価結果と公表・通知事項について(案)」、資料3-6が「第2期中期目標期間評価における改善イメージ(案)第2期中期目標期間の達成状況に関する評価結果」、資料3-7が「第2期中期目標期間評価における改善イメージ(案)学部・研究科等の現況分析結果」です。

資料4は、今後のスケジュール(案)です。

また、評価作業マニュアル改定に関して御審議いただく際の参考資料として、参考1「現況分析結果による段階判定の変更について」、参考2「検証結果報告書(研究業績水準判定に係る記載抜粋)」、参考3「検証結果報告書(評価結果に係る記載抜粋)」、参考4-1「第1期中期目標期間評価における評価報告書様式 第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果」、参考4-2「第1期中期目標期間評価における評価報告書様式 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果」を用意しています。

この他、机上資料として、本委員会の基礎資料ファイル、第1期中期目標期間評価における「評価実施要項」等を用意しております。資料については以上です。

委員長 最初の議題は、「実績報告書作成要領(案)」及び「評価実施要項(改訂案)」についての検討です。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「実績報告書作成要領(案)」及び「評価実施要項(改訂案)」について、平成25年3月11日から4月19日にかけてパブリックコメントを募集し、その対応案と、それらを踏まえた「実績報告書作成要領」及び「評価実施要項」をワーキンググループにおいて御検討いただいております。

本日は、ワーキンググループ主査が御都合により御欠席ですので、主査代理より御報告をお願いいたします。

それでは、主査に代わりまして、ワーキンググループの検討結果について御報告申し上げます。

ワーキンググループでは、「実績報告書作成要領(案)」及び「評価実施要項(改訂案)」に対するパブリックコメントについて、どのように対応するのか検討してまいりました。

その結果、ワーキンググループとしては、法人からの意見を踏まえて「実績報告書作成要領(案)」を1カ所修正すべきであるという結論に至りました。また、その修正に伴い、表現の統一のために関連する記述について修正する箇所が8カ所あり、合計9カ所の修正が必要であるとの結論に至りました。

また、第2期中期目標期間の教育研究評価に係る「実績報告書作成要領(案)」及び「評価実施要項(改訂案)」に関する意見募集の結果と、意見への対応の概要については、資料2-1にまとめています。具体的な意見の内容と、それらに対する回答の案を一覧にま

とめたものが資料2 - 2です。また、「実績報告書作成要領（案）」について、法人からの意見を踏まえた修正案と該当箇所の抜粋が資料2 - 3であり、その修正を反映させた「実績報告書作成要領（案）」が資料2 - 4となっています。それから、今回修正はありませんが、「評価実施要項（改訂案）」を資料2 - 5として用意しています。

それでは、詳しい内容につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

資料2 - 1を御覧ください。まずパブリックコメントの結果ですが、平成25年3月11日から4月19日まで実施いたしまして、意見総数としては56件、18法人及び1関係団体からお寄せいただいております。

「3.主な意見」について説明させていただきます。まず「（1）現況分析に関するもの」は34件、「（2）達成状況評価に関するもの」は8件、「（3）現況分析、達成状況評価の双方に関するもの」は6件、「（4）その他」の意見は8件いただいております。

お寄せいただいた意見と、ワーキンググループで御審議いただき取りまとめました回答（案）の全体については資料2 - 2に整理いたしましたが、本日はこの資料2 - 1で「主な意見」として取り上げた意見を中心に説明をさせていただきます。

それでは資料2 - 2の1頁を御覧ください。

まず1頁のNo.2ですが、現況分析全体に係るものとして、教員組織の評価単位の変更についての意見をいただいております。回答（案）としては、現況分析の単位は文部科学省国立大学法人評価委員会において決定することになっておりますので、文部科学省国立大学法人評価委員会に、法人からの意見を伝えることとしております。

4頁No.8は「想定する関係者」の期待を示す根拠となる資料・データとは、具体的にどのようなものかとの質問をいただいております。回答（案）としては、「想定する関係者」の期待について、どのような期待を受けているかの確に記載していただく必要はあるが、期待を示す根拠となる資料・データの明示を求めるものではない、としております。

7頁No.14は、現況分析に関するものとして、「教育成果の状況」に係る学業の成果を把握するための取組とその分析に際し、最新のデータを集める必要があるかとの質問をいただいております。回答（案）としては、分析結果に大きな変化が想定される場合等は、必要に応じて学業の成果を把握するための取組とその分析を実施していただきたい、としております。

7頁No.15は、学業の成果を把握するための取組と分析について、「必ず」記述するのではなく、記述することが「望ましい」と変更してほしい、といった意見をいただいております。回答（案）としては、本機構としては、学部・研究科等の現況分析をするうえで、学業の成果を把握するための取組とその分析は極めて重要と考えていることから、必ず記述することを求めるものではあるが、進路先・就職先へのアンケート等の特定の取組での実施を求めているわけではなく、それぞれの学部・研究科等が適切と考える方法で実施していただきたい、としております。

9頁No.18は、学際的な研究業績に係る評価実施体制について意見をいただいております。

す。回答（案）としては、研究業績水準判定については、第1期中期目標期間評価同様、科学研究費補助金の分類に基づく研究分野ごとの専門部会を設置して実施しますが、学際領域あるいは新領域にも十分配慮して評価を行う、としております。

10頁 No. 20は、研究業績水準判定の判定基準について、「SS」及び「S」の客観的指標を示してほしいという意見をいただいております。回答（案）としては、分野ごとの判定基準の明確化については検討中である、としております。

次のNo. 21は、法人が選定し提出した研究業績について、評価者が「S未満」と判定した場合、その理由を法人に説明するののかという質問をいただいております。回答（案）としては、評価結果の公表・通知の方法については現在検討中であり、具体的な方法については「評価作業マニュアル」に記載する予定である、としております。

13頁 No. 28の は、「質の向上度」の判定に係るものとして、重要な質の変化の状況について、具体的な記載例を明示してほしいとの要望をいただいております。重要な質の変化の具体的な記載例を示すことについては、記載例を示すことが法人側の記載を画一化させることにもなりかねないという理由から明示することは考えておらず、回答（案）としては、第1期中期目標期間の終了時点と第2期中期目標期間の評価時点とを比較して、どのように変化したか明確に理解できるよう根拠資料・データを明示し、記述いただきたい、としております。

13頁 No. 29は「質の向上度」に関して、重要な質の変化について、第1期中期目標期間末と比較して重要な質の変化があったと法人が判断した場合だけでなく、高い質を維持しているが質の変化がない場合と法人が判断した場合でも、法人に現況調査表において高い質を維持している旨を記述させることとしてはどうか、という意見をいただいております。回答（案）としては、「質の向上度」の分析については今後開催予定である国立大学法人等評価実務担当者説明会においても説明していくこと、また、「質の向上度」の評価方法については現在検討中であり、必要に応じて、「評価作業マニュアル」改定時に改めて「実績報告書作成要領」を改定し記載する予定である、としております。

また、これに関連して、15頁 No. 32では、法人が重要な質の変化について記載をしなかった場合に、評価者が判定の根拠に使用する資料・データ等についての質問をいただいております。回答（案）としては、「大学ポートレート（仮称）」の情報や第1期中期目標期間評価の現況分析結果を想定している、としております。

15頁 No. 34は、現況調査表を作成するうえで、部局等の改組によって、第1期中期目標期間末と第2期中期目標期間末の状況を比較するデータ等がない場合の取り扱いについての質問をいただいております。回答（案）としては、第1期中期目標期間末と比較できない場合には、比較可能な時点と評価時点とを比較して分析していただきたい、としております。

15頁から16頁にかけての No. 35は、法人の個性の伸長に寄与する評価方法に関して、「個性の伸長に向けた取組」について当機構が積極的に評価をしていくということに

については望ましいことであり、「結果的に十分な成果は出ていなくても、先進的な取組や戦略性の高い目標・計画に係る取組」については、十分な成果が出ていなくても積極的に評価してほしい、という意見をいただいております。回答（案）としては、個性の伸長に寄与する評価方法については現在検討中であり、具体的な評価方法については「評価作業マニュアル」に記載する予定である、としております。

16頁 No. 36は、「法人が特に重視している中期計画」について、実績報告書にどのように記述すればよいか、質問をいただいております。回答（案）としては、「法人が特に重視している中期計画」の評価方法については現在検討中であり、具体的な評価方法については「評価作業マニュアル」改定時に、改めて「実績報告書作成要領」に記載する予定である、としております。

16頁 No. 38は、「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」については、教育研究に関する取組等のみを記載すればよいのかという質問をいただいております。回答（案）としては、原則、教育研究に関する取組等を想定している、としております。

17頁 No. 40は、中期計画の段階判定の判断理由及び中期目標の小項目の段階判定の判断理由を、法人に通知すべきという意見をいただいております。回答（案）としては、評価結果の公表・通知の方法については現在検討中であり、具体的な方法については「評価作業マニュアル」に記載する予定である、としております。併せて、法人からの意見として、「実績報告書作成要領（案）」20頁には、中期目標の「小項目、中項目、大項目ごとの達成状況について、以下の区分により判定を行い、判断理由を記述します」と記載されているが、27頁に示された「評価報告書イメージ」では、中項目以上に対する判定結果及び判断理由を示すことになっており、整合性がとれていないのではないかと、この指摘をいただいております。評価者は小項目の達成状況について判定は行いますが、評価報告書においては小項目ごとの判定結果及び判断理由については記述しません。そのことを明確に示すために、回答（案）に記載した赤字のとおり、「中項目、大項目については、その判定結果及び判断理由を記述します」という表現に修正したいと考えております。また、この修正に伴いまして、表現を統一するために関連する記述についても修正することとし、修正箇所については資料2 - 3にまとめております。こちらは具体的な修正について赤字で整理したもので、この文言のとおり修正したいと考えております。

18頁 No. 42は、簡素化の観点から、現況調査表や研究業績説明書と記載内容が重複する場合、達成状況報告書の記述を省略してよいかという質問がありました。回答（案）としては、達成状況報告書は、国立大学法人等の特徴及び個性の伸長に向けた取組等を踏まえて、中期目標期間中の中期計画ごとの実施状況を分析し記述するものであり、記述が重複する場合でも記述していただきたい、としております。

19頁 No. 43は、認証評価の活用に関するものとして、本機構の認証評価の評価基準と現況分析の観点との対応を示してほしいという要望をいただいております。このことにつきましては、法人が認証評価を受ける評価機関については、必ずしも本機構に限らず、他

の評価機関の認証評価を受ける可能性もあります。よって、本機構の認証評価基準と現況分析の観点との対応を示すということは、他の評価機関における評価基準と現況分析の観点との対応についても示さなければならなくなる、ということから、回答（案）としては、認証評価の評価基準と現況分析の観点との対応については、各法人で判断いただきたい、としております。

18頁から19頁にかけてのNo.44、及び19頁のNo.46は、第1期中期目標期間評価の評価結果や本機構が実施する大学機関別選択評価の評価結果等についても、根拠資料・データとして活用することができるのか、という質問をいただいております。回答（案）としては、第1期中期目標期間評価の評価結果や本機構が実施する大学機関別選択評価の評価結果についても、活用していただいて構わない、としております。

19頁No.47は、現況分析における水準判定や質の向上度について、どのように達成状況評価に活用するのか、という質問をいただいております。回答（案）としては、現況分析結果の達成状況への活用方法については現在検討中であり、具体的な活用方法については「評価作業マニュアル」に記載する予定である、としております。

20頁No.48は、達成状況評価及び現況分析において、法人の自己判定との判定結果が異なる場合、判断理由をそれぞれ示してほしいという要望をいただいております。回答（案）としては、評価結果の公表・通知の方法については現在検討中であり、具体的な方法については「評価作業マニュアル」に記載する予定である、としております。

20頁No.49は、教育研究評価全般に関して、評価作業において、評価委員の間で作業精度等の等質性が損なわれないように、評価者向けの研修会を徹底して欲しい、との意見をいただいております。また21頁No.50は、本機構と法人との間で、評価に関する考え方等において共通認識を有することができるよう、十分配慮して欲しい、との意見をいただいております。これらの意見についての回答（案）としては、いただいた御意見に十分配慮して、「評価作業マニュアル」の作成や研修の実施、説明会等を通じての情報提供や意識共有に努めていく、としております。

21頁No.52は、「大学ポートレート（仮称）」の活用について、法人が示すデータ以外に、本機構が独自に「大学ポートレート（仮称）」に登録されたデータを評価に活用することはあるのか、という質問をいただいております。回答（案）としては、第2期の国立大学法人評価においても「大学ポートレート（仮称）」を活用する方向で検討しており、具体的な活用方法については「評価作業マニュアル」に記載する予定である、としております。

22頁No.55、23頁No.56は、報告書の簡素化、法人の負担軽減について、賛同の意見をいただいております。回答（案）としては、いただいた御意見に十分配慮して、評価方法の検討及び評価の実施に努めていく、としております。

第2期中期目標期間の教育研究評価に係る「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（改訂案）」に関する意見募集における主な意見とその回答（案）についての説明

は以上です。なお、意見に対する対応につきましては、今後、法人に対する説明会におきましても、趣旨が十分伝わるよう配慮して参ります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 何か御意見がありましたらよろしくお願いいたします。

資料2 - 2の18頁 No. 43について、認証評価の大学評価基準と現況分析の分析項目の観点との対応を示してほしいという法人の意見に対して、「各観点と認証評価の大学評価基準の対応については、法人で判断してください。」という回答は対応として不親切に思えるのですが、完全な対応は示すことができなくても、何かガイドラインのようなものを示すことはできないでしょうか。

No. 43について、第2期中期目標期間評価では、現況分析の分析項目の観点が大き括りになっているため、学部・研究科等が教育面においてどういう点を重視して現況調査表を記述するののかによって、その法人の特徴が表れるのではないのでしょうか。ですから、この回答(案)は、認証評価の基準と現況分析の分析項目の観点との対応を示してしまうと、法人の特徴が表れてくるのを抑制することになるのではないかと、という趣旨です。このことについては、10月頃に開催を予定している国立大学法人等評価実務担当者説明会においても、説明していきたいと思えます。

今の説明を、より前向きな形で回答に含めればよいのではないのでしょうか。

本機構の認証評価の大学評価基準と現況分析の分析項目の観点を連動させると、他の民間の評価機関があるにも関わらず、認証評価を本機構で受けるように誘導することにつながり、民業を圧迫するという意見が出る可能性がある。大学が認証評価機関を選択する自由度が損なわれ、認証評価は本機構で受けないとだめだと、暗黙のうちに誘導しているのではないかと懸念が生じると思うのですが。

大学の関係者の立場としては、大学は、認証評価を含め様々な評価を受けなくてはならず、その度に様々な書面を作成する負担が増えているというのは事実だと思うので、それを少しでも軽減するという考え方は、やはり当然のようにあって欲しいと思えます。

委員長 それでは、今、御議論いただいたことを整理して、必要に応じて回答(案)を修正いたしますが、修正に関しては私に御一任いただければと存じます。

それでは、本日の議題の2つ目、評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について、御審議をお願いいたします。

この議題についても、評価の方向性等について、ワーキンググループにおいて検討を進めておりますので、主査代理からワーキンググループの状況を御報告いただければと思います。

それでは、ワーキンググループの検討状況について御報告申し上げます。

現在、ワーキンググループでは、「評価実施要項」や「実績報告書作成要領」の改定に当たって検討すべき事項の見直しの方向性に基づいて、評価者が評価を行う際に用いる「評価作業マニュアル」の改定に係る諸課題について、11項目に整理して検討を進めており

ます。

これまでワーキンググループでは、このうち資料3-1「評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について(案)(ワーキンググループ検討状況)」の「1.特定の取組・計画等の評価方法について」から「4.評価結果と公表・通知事項について」までの評価の方向性等について、議論を進めてまいりました。

これらの議論の状況の詳細については、事務局から報告をお願いいたします。

それでは、資料3-1を御覧ください。こちらは評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき論点を整理したものです。

ただいま主査代理から説明がありましたとおり、全11項目のうち、3頁の「4.評価結果と公表・通知事項について」までワーキンググループで検討いただき、一定の方向性を取りまとめていただいております。その方向性を示す資料が資料3-2~3-7になりますので、順を追って説明いたします。

まず資料3-2を御覧ください。「特定の取組・計画等の評価方法について(案)」です。こちらにつきましては、前回の本委員会でも御審議いただいておりますので、簡潔に説明いたします。

まず1頁の「(1)国立大学法人評価委員会の要請への対応」として、「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」についての評価の方向性です。1つ目は、国立大学法人評価委員会が抽出した目標・計画等を「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」とし、各法人は実績報告書に当該目標・計画等の取組状況を必ず記述することとしています。

2つ目は、評価者は、当該目標・計画等の評価においては、計画どおり実施できていない場合でも、プロセスや成果の内容を踏まえつつ積極的に評価し、高い教育研究水準が確認できれば、「不十分」とは判定しない、としています。

2頁は、これらを踏まえた達成状況報告書の記述イメージを示しています。

3頁は、2つ目の「世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上」についてです。こちらについての評価の方向性は、国際的な視点から判断して極めて高い教育研究水準の実現が認められる場合や、第1期中期目標期間末と比較して、教育研究の大きな質の向上が認められる場合に、中期計画の段階判定で「非常に優れている」と判定する、としています。

4頁は、「(2)「実施要項」の改定に伴う対応」です。

「個性の伸長に向けた取組」について、評価の方向性の1つ目は、「個性の伸長に向けた取組」欄の記述と中期計画を関連付けることにより、「個性の伸長に向けた取組」欄に記述された取組について、関連する中期計画の実施状況で評価する、としています。

また、2つ目は、該当計画の成果が個性の伸長に大きく寄与している場合には、中期計画の段階判定を「非常に優れている」と判定することによって、法人の個性の伸長を促進していく、としています。

5頁は「東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組等」についてです。評価の方向



性として、1つ目は、「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に記述された取組については中期計画との関連付けはせず、特記事項として抽出するのみとする、としています。

2つ目は「復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組」の特記事項への抽出基準については別途作成するとし、今後、ワーキンググループにおいて検討いただく予定である、としています。

6頁、7頁は、これら特定の取組・計画等の評価方法についての評価の方向性を踏まえた、達成状況報告書の記述例のイメージです。

また8頁に示すとおり、これら特定の取組・計画等の評価方法の取り扱いについては、評価者、法人双方の共通理解を図るため、赤字に記載しておりますとおり、「第2期中期目標期間の中期計画に係る段階判定の考え方」に明記することとしています。

ここまでが前回御審議いただいた内容です。なお、6頁の下段、「東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組等」の例示について、1つ目の例示については、前回の本委員会で、法人の機能に応じた教育研究に関連する取組も示した方がよいのでは、という御意見をいただきまして、それを踏まえた形で追記をさせていただいております。資料3-2は以上です。

続きまして資料3-3「学部・研究科等の現況分析結果の活用方法について(案)」です。ここからは、本委員会でワーキンググループの検討状況を初めて説明いたしますので、まず論点から説明させていただきます。資料3-1の2頁を御覧ください。こちらの1つ目の論点は、法人が実績報告書を作成する際、学部・研究科等ごとの現況分析と関連する中期計画については、その関連を記載することとしていますが、具体的にはどのような記載を法人に求めるのか、ということ、また、2つ目の論点は、達成状況評価は、学部・研究科等の教育研究の水準及び質の向上度の評価結果を十分に活用しつつ行うとされているが、具体的にどのような活用方法が考えられるのか、ということです。3つ目の論点は、学部・研究科等の現況分析において特に質の向上が認められると判断される場合、特記事項として抽出することとしたが、具体的にどのような方法、基準で抽出するのか、ということ、4つ目の論点は、現況分析結果と達成状況判定結果に大きな乖離があった場合に、第1期中期目標期間の際に実施した、中期目標の段階判定を変更する手続は必要か、ということです。なお、この4つ目の論点については、参考1を御覧ください。

参考1は平成20年度に本機構が実施した、いわゆる暫定評価時の現況分析結果による段階判定の変更についての資料です。上段の説明にあるとおり、中期目標の段階判定と関係する現況分析の分析項目の判定結果に2段階以上の乖離が見られる場合、中期目標の段階判定を1段階変更することができる、としていました。これを第2期中期目標期間の評価において、どう取り扱うか、ということです。

資料3-3を御覧ください。今、説明いたしました4つの論点につきまして、評価の方向性について整理したものがこの資料3-3です。なお、上段の枠囲いは、これまでの決

定事項であり、現況分析作業と達成状況評価作業を段階的に進めることが可能となるよう評価スケジュールを見直すということ、学部・研究科等ごとの現況分析との関連を有する中期計画についてはその関連を記載すること、学部・研究科等の現況分析結果を活用して評価を行うこと、特に質の向上が見られると判断される場合、特記事項として抽出すること、となっております。

評価の方向性として、1つ目は、中期計画の分析状況の記述において、現況調査表の観点等の分析状況に記述した内容と特に関連がある場合にのみ、関連する学部・研究科等の名称を記述することとしてはどうか、としております。このことについては、2頁、3頁にイメージ図を示しております。2頁の上段の右の欄に「法人全体」とありますが、このイメージ図のように、法人が達成状況報告書を作成する際、中期計画の記述に、関連する学部・研究科等と観点名等を記載いただくことを想定しています。

1頁、評価の方向性の2つ目ですが、現況分析の概要を評価者に提供して、中期計画の実施状況の判定の根拠資料の1つとして活用いただくこととしてはどうか、ということです。

現況分析結果の概要としては、2頁のイメージ図、左の欄の下段に示すとおり、現況分析部会において作成する判定結果一覧表、判断理由一覧表、関連整理表を想定しており、達成状況判定会議において、これらを判定の根拠資料として活用していただき、そして達成状況判定会議では、判定結果一覧表、判断理由一覧表で学部・研究科等の概況を把握し、更に現況分析と関連する中期計画は、関連整理表にてその状況を把握して各中期計画を判定することとしてはどうか、ということです。

また、各中期計画の判定における現況分析の活用例について、3頁を御覧ください。こちらは、5学部を有する大学で、そのうち2学部について中期計画に関連の記載があり、残りの3学部については関連の記載がない場合の例です。この場合、評価者はまず、関連整理表で当該計画と関連のある現況分析結果を確認します。次に、必要に応じて判定結果一覧表、それから、判断理由一覧表にて記載がない3学部の状況を確認します。そのうえで、中期計画の判定が可能か、追加資料の依頼が必要かを検討する、といったフローで作業することとしてはどうか、ということです。

ここで、判定結果一覧表、判断理由一覧表、関連整理表について、説明いたします。4頁をご覧ください。こちらが判定結果一覧表のイメージです。各学部・研究科等ごとに、「教育の水準」「研究の水準」について現況分析結果を表にしたもので、例えば判定結果一覧表の一番上、学部の教育の欄の教育活動については、上段と下段で分かれているうちの、上段が分析項目の段階判定結果、下段が観点の段階判定結果となっております。段階判定結果は、数値によって色分けしており、ピンク色の項目はそれぞれの段階判定にて最上位の判定を受けているもの、黄色の項目は、最下位の判定を受けているものです。このように数値化と色分けをして、法人の長所と短所を評価者に提示します。

5頁を御覧ください。こちらが判断理由一覧表のイメージです。先程の判定結果一覧表

で、ピンク色または黄色に色付けされた項目について、その判断理由を一覧に整理したものです。

6頁を御覧ください。こちらが関連整理表のイメージで、関連する中期計画ごとに判定結果と判断理由を整理したものです。この3つの資料を達成状況判定会議で中期目標の達成状況評価の判定の際の根拠資料として活用いただくことで、現況分析結果を活用することとしてはどうか、ということです。

1頁の評価の方向性の3つ目は、原則、現況分析において「注目すべき質の向上」として記載されたものについては、関連する中項目の特記事項として抽出し、その外にも現況分析結果に特筆すべき事項があった場合には、特記事項として抽出することとしてはどうか、ということです。こちらについては、2頁のイメージ図の左の欄の下段を御覧ください。現況分析部会にて抽出した注目すべき質の向上を、中期計画の判定時に、原則、特記事項として抽出する、ということです。

1頁の評価の方向性の4つ目は、現況分析結果と達成状況判定結果に大きな乖離があった場合に段階判定を変更する手続は行わないとしてはどうか、ということです。第1期中期目標期間評価と異なり、第2期中期目標期間評価においては現況分析作業と達成状況評価作業のスケジュールを見直し、達成状況評価に現況分析結果を十分に活用できるようにしたことで、第1期中期目標期間評価の際に想定していたような、大きな乖離は起こらないと考えられることから、段階判定を変更する手続の必要性はないのではないか、としております。

資料3 - 4は「研究業績の水準判定について（案）」です。

資料3 - 1の2頁下段を御覧ください。研究業績の水準判定について検討する1つ目の論点は、まず中期目標の達成状況評価について、研究業績の水準の把握が必要な場合、研究業績の水準判定結果を参考に評価を行うとしていますが、どのような反映方法が考えられるか、ということです。

3頁の2つ目の論点は、参考2を併せて御覧ください。参考2は検証結果報告書の抜粋ですが、法人からは第1期中期目標期間評価の際、研究業績水準判定結果が現況分析の評価結果にどのように反映されたかが不明という意見をいただいています。これを踏まえ、よりわかりやすく示すためにはどのような反映方法が考えられるか、ということが2つ目の論点です。

また、参考2の1頁にもあるように、法人からは「SS」及び「S」の判定基準が不明確という意見もいただいています。資料2 - 4「実績報告書作成要領（案）」の12頁上段の注意書きにあるとおり、分野横断的には「SS」及び「S」の判定基準を示しておりますが、各分野ごとの「SS」及び「S」の判定基準の明確化について、どのように対応するか、ということが3つ目の論点です。これらの3つの論点につきまして評価の方向性を整理したのが、資料3 - 4になります。これまでの決定事項としては、1頁の枠囲いに記載しておりますが、1つ目は、現況分析作業と達成状況評価作業を段階的に進めるため、

研究業績水準判定に係る資料の提出時期を平成28年5月末と1カ月前倒しにするということ、2つ目は、第1期中期目標期間評価で実施した「重点的に取り組む領域に係る研究業績の分析」を廃止したこと、が挙げられます。

研究業績の水準判定についての評価の方向性として、1つ目は、中期計画に特に関連する研究業績が達成状況報告書に記載されている場合には、当該研究業績の水準判定結果を評価者に提供し、評価者は水準判定結果を中期計画の達成状況の判定の際の根拠資料の1つとして活用する、としています。具体的には2頁のイメージ図、右の欄の上段に示したとおり、法人は達成状況報告書に、中期計画に特に関連する研究業績、関連する学部・研究科等及び「研究業績説明書」の研究業績番号等を記載します。

そのうえで、達成状況報告書に中期計画に関連する研究業績の記載がある場合のみ、関連する研究業績水準判定結果を中期計画の達成状況を判定するための根拠資料として評価者に提供してはどうか、ということです。

1頁の評価の方向性の2つ目は、研究業績水準判定の現況分析への反映については、まず第1期中期目標期間評価と同様に、研究業績の水準判定結果を踏まえて現況分析を判定する、としています。更に、評価の方向性の3つ目として、現況分析の分析項目「研究成果の状況」の判断理由に、卓越した研究業績の具体的な内容、「SS」及び「S」の判定結果の割合等を示すこととしてはどうか、としています。具体的には、2頁のイメージ図、左の欄の下段に示すように、研究業績水準判定結果を、第1期中期目標期間評価と同様に現況分析に活用し、その際、現況分析結果の判断理由として、卓越した研究業績の具体的な内容、「SS」及び「S」の判定結果の割合等を記載するというものです。

なお、「SS」及び「S」の判定結果の割合の表記のイメージについては、資料3-7「第2期中期目標期間評価における改善イメージ(案)学部・研究科等の現況分析結果」を御覧ください。7頁の下段の枠囲いに記載しているように、各学部・研究科等の専任教員数、提出された研究業績数、専門委員による判定結果のうち「SS」及び「S」と判定された研究業績の割合を記載することとしてはどうか、ということです。

以上が研究業績の水準判定について御検討いただいた事項です。

続きまして、「評価結果と公表・通知事項について(案)」です。資料としては資料3-5になりますが、まず、資料3-1の3頁の中段を御覧ください。検討すべき事項としては、法人にとって、より個性の伸長に寄与する評価、より改善に資する評価とするため、また社会等への説明責任を果たすために、評価結果の記載内容や公表・通知事項を見直す必要がないか、ということです。このことについて、評価の方向性として整理したものが資料3-5となります。

資料3-5の1頁の枠囲いに示したように、第1期中期目標期間評価の検証結果における法人からの意見としては、社会が理解しやすい公表方法、またより詳細な評価結果、些末な点でなく法人の全体的な状況を示す方法、判定結果の具体的理由の明示等について指摘を受けています。なお、詳細については、参考3「検証結果報告書(評価結果に係る記

載抜粋)」を御参考ください。

中期目標の達成状況評価の評価結果の記載内容の変更についてです。こちらは資料3 - 6「第2期中期目標期間における改善イメージ(案) 第2期中期目標期間の達成状況に関する評価結果」を御参照ください。この資料3 - 6については、第1期中期目標期間評価の達成状況評価の評価結果からの変更箇所を丸数字を付したうえで赤字で示しており、これは資料3 - 5の1頁「【中期目標の達成状況評価】(資料3 - 6参照)」(1)から(6)の末尾にある丸数字と関連付けられています。

資料3 - 5「【中期目標の達成状況評価】」(1)は、評価結果報告書の構成をわかりやすく示すために、目次を設けることとしてはどうか、ということです。

(2)は、「法人の特徴」欄を新たに設け、法人が作成する実績報告書に記載されている「法人の特徴」を転載することとし、法人は実績報告書の「法人の特徴」欄に、中期目標前文である「基本的な目標」を必ず記載することとしてはどうか、ということです。これは、評価の前提となる法人の特徴を示した上で評価結果を示した方が、読み手にとって理解しやすいであろうという配慮です。資料3 - 6の1頁～2頁がそのイメージです。

(3)は、法人の全体的な状況をよりわかりやすく示すために、達成状況評価結果を総括する項目として、「評価結果 概要」を設け、判定結果の一覧表や主な特記すべき点を記載してはどうか、ということです。資料3 - 6の3頁の がそのイメージです。このように表形式にて中期目標の大項目・中項目は5段階の判定結果を記載し、中項目の判定の根拠である小項目については判定数を記載してはどうか、また のように大項目ごとに、小項目について「非常に優れている」や「不十分である」といった判定をした際の根拠となる特記事項を評価結果本文から抽出して、<主な特記すべき点>として記載することで、法人全体の状況をわかりやすく示すこととしてはどうか、ということです。

(4)は、中期目標を3階層に分けた「大項目」、「中項目」、「小項目」という表現については機構が独自に設定している文言であるため、どの項目に対する評価結果であるかをわかりやすく示すため、この3階層について明記してはどうか、ということです。資料3 - 6の3頁と5頁の がそのイメージです。

(5)は、中期計画ごとの「優れた点」等について、どの中期目標を達成する上での「優れた点」等であるかをわかりやすく示すため、「特記すべき点」の冒頭に小項目の内容を記載してはどうか、ということです。こちらは資料3 - 6の3頁及び5頁の がそのイメージです。

(6)は、評価結果の詳細をわかりやすくするため、評価結果の末尾に、中期目標の内容及び判定結果、中期計画の内容及び判定結果、及び特記すべき点に取り上げられた中期計画との対応を記載した「判定結果一覧表」を新たに追加してはどうか、ということです。資料3 - 6の8頁及び9頁の がそのイメージです。中期目標や中期計画の内容及び判定を記載するとともに、特記すべき点として取り上げられた中期計画につきまちは、「優れた点」等の項目名を記載し、評価結果の詳細を一覧としてまとめてはどうか、というこ

とです。

続きまして、資料3-5の2頁「【学部・研究科等の現況分析】」についてです。こちらについては資料3-7「第2期中期目標期間における改善イメージ(案) 学部・研究科等の現況分析結果」を御参照ください。資料3-7も資料3-6と同様、第1期中期目標期間評価の現況分析の評価結果のイメージからの変更箇所を、丸数字を付した赤字で示しています。

資料3-5の2頁「【学部・研究科等の現況分析】」(1)は、現況分析全体の状況をわかりやすく示すため、現況分析結果の総括する項目として、判定結果の一覧表及び注目すべき質の向上の記載からなる「学部・研究科等の教育に関する現況分析結果(概要)」を新設してはどうか、ということです。資料3-7の2頁の がそのイメージです。こちらは「教育の水準」についての例示ですが、「研究の水準」についても同様に記載することとしています。このように学部・研究科等ごとに分析項目ごとの判定結果及び質の向上度の判定結果を表形式で記載し、且つ学部・研究科等ごとに注目すべき質の向上に記載された内容を、この表の下に記載してはどうか、ということです。

(2)は、判定の根拠をわかりやすく示すために、分析項目ごとの質の向上度の「判断理由」を具体的に記載してはどうか、ということです。資料3-7の5頁の がそのイメージです。4頁の水準判定と同様に、判断理由を記述することとしています。なお、質の向上度の記載について、第1期中期目標期間においてはどのような表記であったかについては、参考4-2「第1期中期目標期間評価における評価報告書様式 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果」を御覧ください。参考4-2の最後のページ、第1期中期目標期間評価の質の向上度の表記は、判定区分ごとの件数が表記されていたのみです。この表記を資料3-7の5頁にあるような内容に改めてはどうか、ということです。

また、資料3-7の5頁のイメージにあるように「2. 注目すべき質の向上」欄を新たに設け、注目すべき質の向上がある場合にはそれを記載するということとしております。

(3)は、研究業績水準判定結果をわかりやすく示すため、研究業績水準判定結果の概要を「研究成果の状況」の「判断理由」に記載してはどうか、ということです。

先ほど「研究業績の水準判定について(案)」においても説明いたしましたが、資料3-7の7頁の枠囲いが、そのイメージです。この記述内容については、今後、国立大学協会や文部科学省とも調整した上で、本委員会ワーキンググループにおいて引き続き御審議いただくこととしております。

以上、これまでワーキンググループにて評価作業マニュアルの改定について御審議いただいた検討状況についての報告です。御審議のほどよろしくお願いたします。

資料3-6についてですが、これは、第1期中期目標期間評価の際には、参考4-1のようだった様式を、第2期中期目標期間評価においては、資料3-6のような様式に変更しようということですか。そして、この資料3-6の様式は本機構が評価の結果として社会に公表するものかどうかということでしょうか。

そのとおりです。

そうすると、3頁の「評価結果 概要」は評価結果の総括を示す表のようなものだと考えてよいのでしょうか。

そのとおりです。

それから、新しく追加した「法人の特徴」欄についてですが、本機構が中期目標前文である「大学の基本的な目標」をそのまま記載するということですが、法人の特徴をそのまま記載することで、社会に対して各法人の目的を思い起こしてもらおうという意味なのでしょうか。

そういった意味もありますが、例えば第1期中期目標期間評価の際には、評価結果を見る際、法人の目標を併せて見ようとする、評価結果の記載からは確認することができませんでした。そこで第2期中期目標期間評価においては、評価結果の記載の中である程度情報が完結していた方が、読み手にとっては効率的だろうという配慮もあります。評価結果を見れば、法人にどんな特徴があり、それに対してどんな中期目標を掲げているかわかるように、との配慮です。

世間一般の方も、この評価結果をこれを読む機会があるのですか。

評価結果については本機構のウェブサイトで公表する予定ですので、世間一般の方に目にさせていただく機会は勿論あります。

法人が中期目標前文を作成した時点と、評価結果が公表される時点では、時代認識が変化しているのではないのでしょうか。例えばグローバル人材の育成についてなど、大学に対する諸課題も変化していく時代背景の中で、世間一般の方が評価結果を読んだ際に、評価結果が公表された時点の時代認識と乖離を感じることはないのでしょうか。

中期目標前文というのは、法人の設置の理念等が書いてある部分なのではないでしょうか。だから、個々の目標や計画はもちろん今も変わりつつあるわけですが、私立大学における建学の精神に相当する、一種の理念を記載してもらうことを想定しています。「法人の特徴」欄を追加する主旨としては、まず法人が実績報告書に「個性の伸長に向けた取組」や「東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組等」について、法人が何を重視しているのかわかるように、評価結果に転載したい、ということです。実際は、実績報告書を参照すればよいのですが、評価結果のみである程度完結させるために、このような構成を御提案いたしました。中期目標前文については、個々の計画を表すものではなくあくまで前文ですので、中期目標期間中、そこは変わらない部分だろうと考え、評価結果へ転載してはどうか、という主旨の案になっております。法人の特徴や特色等、前文を補完する記載については、その次の部分に記載してくることになるというわけです。

今の点については、非常に重大な指摘なのではないのでしょうか。本日は「国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議」において、国立大学のミッションの再定義を年内中に全ての分野について行うとの説明が、文部科学省からありました。要するに、年内には、第2期中期目標期間開始時とはミッションの内容が変化している国立大学が出

てくる可能性がある、ということです。これを踏まえて以後の教育研究活動が行われ、平成28年に実績報告書が提出されるわけですから、中期目標や中期計画等、この中期目標前文でさえ、再構築されたものに則って提出される可能性もあると思います。

中期目標期間において、これだけ激動の時代に、法人が一生懸命取り組んでいる部分について取り上げるべく評価をしていくということになりますが、その評価は実績報告書に則って実施されるものであり、実績報告書に、法人が自らの変化について、どう記述してくるのか、ということにもよると思います。

ですから、評価結果に中期目標前文を追記することを提案した趣旨は、読み手に、この法人は一体何をやる法人なのか、ということ、を、まず概観してもらうということです。今後法人ともやりとりをしながら、その趣旨が反映されるようにこの記述の位置付けがなされればいいのではないのでしょうか。

委員長 第1期中期目標期間評価の時から、中期目標・中期計画について6年間で定期的に考え過ぎず、必要に応じて変更していけばいいのではないかと、ということについては議論されているのではないのでしょうか。6年前に設定した中期目標・中期計画について6年後に評価された場合、取組がより発展をしていたり、設定した当初とは異なる方向性に向かっている可能性もあるのではないのでしょうか。設定された中期計画に対してだけの判定をするのではなく、中期目標期間中の変化についても整合性がとれるように配慮していくよう、文部科学省が制度を整えていく必要があるのかも知れません。

ここでの論点はあくまでも、まず最初に中期目標前文を法人に記載してもらい、その後、より具体的に法人の特徴や特色について記載してもらうということです。それについては特段問題がないのではないのでしょうか。

大学においても、6年も経過すれば全く状況が異なってしまうような学問と、そうではない学問があるのではないのでしょうか。大学の経営については、6年間における変化というのは学問に比べてより大きいのかも知れませんが、研究については、6年の間にすっかり変わっていることもあれば、変わっていないこともあり、また変わっていないことが決して悪いことではないということもありますので、その点は本委員会においても御配慮いただけたらと思います。

委員長 現在、文部科学省では教育研究に係る短期間での大型プロジェクトに関する補助事業などを採択しています。各法人は、プロジェクトに合わせて教育研究の取組を実施していくことになるのではないのでしょうか。そうすると例えば1年ごとに大型プロジェクトの補助事業に採択された法人は、その影響によって教育研究の質が変化していくのではないのでしょうか。その辺については、文部科学省においてある程度整合性をとらないと、評価がしにくい部分もあるのではないのでしょうか。

国立大学法人評価委員会は文部科学省の中に設置されています。ですから文部科学省の国立大学法人等に対する考え方と、法人が中期目標に記載することと、現実に法人が努力して取り組んでいることとが、うまく整合性がとれるように評価結果に反映される必



要があるのではないのでしょうか。ですから「法人の特徴」の記載については、法人と本機構との間で共通認識を持つ必要があるのではないのでしょうか。実績報告書の提出までにはかなり期間がありますので、整合性がとれるようにしていきたいと思います。

ミッションの再定義というのは、単なる言葉だけではなくて、現政権下での高等教育に対する、特に国立大学に対する強い期待の表れが、どういう形で各大学に影響してくるのか、ということではないのでしょうか。そういう意味では、今年、来年にかけて、国立大学にとって非常に大きな変更が生まれる可能性があります。教育体制そのものも、6年前とは変わっており、留学生の送り出しや受け入れの体制についても変わってきております。その辺りについては、我々の役割は何かということについていつも自問しながら、本委員会として理念を共有し、評価制度を整理していく必要があるのではないのでしょうか。

評価結果に中期目標前文を記載する意味は、法人の特色や特徴等、法人の持っている個性を、読み手にもう一回認識してもらうことではないのでしょうか。中期目標前文を記載することは非常に意味があることだと思いますし、読み手も、法人が特徴や特色等について記載することを期待しているのではないのでしょうか。法人の特徴や特色が読み手にわかってもらえることはよいと思いますので、必ずしも中期目標前文を全て記載するのではなく、法人の特徴や特色等が読み手に伝わるように工夫することはできないのでしょうか。参考意見ですが、御検討いただければと思います。

委員長 中期目標・中期計画の本質に関わる重要な御意見だったのではないのでしょうか。この先もそういう認識を持ちながら、6年間の中期目標・中期計画をどう捉えていくのかということについて、中期目標期間評価に限らず、法人のこれからの教育研究を含めた活動に関して、その継続性、展開性、変化を踏まえてしっかり議論していかなければならないと思います。

企業の方針は例えば四半期ごとにとりか、1年ごとに見直されるというのは当たり前なのかも知れませんが、教育については、私は10年で見直すべきだと考えています。1年生が入学し、大学院にて修士課程を修了すれば、それだけで6年の期間を要します。その途中で、大学が教育の方針を変えていいのかということについて、もう少し考えていくべきではないのでしょうか。要するに、修士課程を修了し、社会人になった学生の動向についても考慮しながら方針を変える、という方法が私は正しいのではないかと考えております。そういう意味で、教育を見直すなら、10年に1度しか見直す必要はないという意味ではありませんが、少なくとも、10年後に結果が出るという時間遅れを考えた上でいろいろ試みは評価していくべきではないのでしょうか。必ずしも、早い時期に方針の変更や評価等をすればよいというわけではない、という面については、関係者、特に文部科学省が認識していただいた方がよいのではないのでしょうか。

委員長 そのことも含めて私どもも議論をし続けていったほうがよいのではないのでしょうか。

この点は非常に活発な御意見をいただきました。本日いただいた御意見をワーキンググ

ループへ持ち帰っていただき、さらに検討を進めていただきたいと思います。

今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

資料4を御覧ください。今後のスケジュールですが、本委員会につきましては、今月末をもって任期満了となります。次回につきましては、今後、本機構において委員改選のを行った上で、7月頃に委員長、副委員長の選任、それから、ワーキンググループの設置について御審議いただく予定としております。その後、8月頃にワーキンググループを開催いたしまして、引き続き評価作業マニュアルの改定について御審議いただく予定としております。

委員長 本日の議事につきまして、審議全般について御意見ございますか。なければ、本委員会の委員におかれましては、6月30日をもって任期満了となり、今期の本委員会といたしましては本日が最後となります。それでは、機構長から御挨拶頂戴したいと思います。

先生方には2年間ということで任期をお願いいたしておりましたけれども、本日の議論にありましたように、やはり国立大学教育研究評価委員会の在り方が、国立大学法人の在り方、大学共同利用機関法人の在り方を先導していくことになり、ひいては我が国の高等教育研究全体を先導していくことになるのではないのでしょうか。先生方には大変にお忙しい中これまでお力添えいただいて、まず感謝とお礼を申し上げたいと思います。そして、引き続きお力添えをいただきますようお願いをいたしまして、御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、これで本委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。